

## 保育料が 無料になります

### 第三子以降の保育料が

無料になります

保育所入所にかかる保育料は、年齢制限なしで、第三子以降の子どもを対象に無料になります。

病院内保育所や町外の幼稚園などへの通園も対象となります。

第三子以降にかかる保育料無料化の適用をうけるためには、役場への申請が必要です。

既に申請済み、もしくは保育料が0円の場合は、新たに申請は必要ありませんが、対象となる子どもがいて、まだ申請されていない方は、住民福祉課(☎63・3800)までお問い合わせください。



## 人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

10月16日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



お問い合わせは、  
(☎63・3805)まで。

## 下水道への接続は お済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。

## 10月1日は 浄化槽の日

下水道(集落排水処理施設)と同じく、家庭で使用した水を綺麗にしてくれる浄化槽ですが、水環境を保全するためには、維持管理が必要です。浄化槽法という法律で「保守点検」「清掃」「水質検査」が義務付けられています。適正な浄化槽のご利用をお願いします。

お問い合わせなど、詳しくは上下水道課(☎63・3805)まで。



## 総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。

## 平成30年 住宅・土地統計調査 のお知らせ

総務省統計局(和歌山県・日高町)では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

日高町では、萩原・高家・原谷・谷口・方杭・比井地区から調査対象世帯を抽出します。

調査期間中、統計調査員が調査書類を配布いたします。調査への回答は、インターネットでの回答、または紙の調査票での回答をお願いします。

詳しくは、総務政策課(☎63・2051)まで。

## 土地の取引には 届出が必要です

### 国土利用計画法による

### 土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をしたときは、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場に提出しなければなりません。

日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必要です。1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもちろんのこと、1筆の面積が1万平方メートルに満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上ひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書用の用紙は、総務政策課に備え付けています。

## 無料・空き家 なんでも相談会

空き家に関する相談を、行政職員と専門家が無料で相談対応します。

- ・日時 10月9日(火) 13:30～16:00
- ・場所 日高振興局(御坊市湯川町財部651)
- ・申し込み

- ①名前 ②連絡先 ③相談内容
- ④参加希望日 ⑤参加会場

を日高振興局建築グループまで事前に連絡して下さい。(申し込みが無い場合でも相談対応可能です)

☎ 24・2908  
FAX 24・2920

空き家に関する問い合わせ  
役場総務政策課  
☎ 63・2051



## 10月15日～21日は「行政相談週間」

【このような相談を受けています】

- ・亡くなられた祖父名義の土地があるが、名義変更の手続きはどこに相談すればいい？
- ・雇い主が雇用保険を掛け忘れていたので何とかしてほしい。
- ・雨が降る度、側溝が詰まって道路が冠水して歩けない。補修・清掃をしてほしい。
- ・生活に困窮している場合、どのような支援を受けられるのかを知りたい。

行政相談員がお伺いします！

行政機関への疑問・質問、してもらいたいことなんでも気軽に相談を。

- ・日時 10月16日(火) 午後1時～4時
- ・場所 日高町ふれあいセンター2階
- ・行政相談委員

嶋田 敏(総務大臣委嘱)

※相談は無料で、  
秘密は厳守されます。

